(傍線部分は攻正部分)○平成六年郵政省告示第四百二十四号(端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件)の一部を改正する告示案新旧対照表

改 正 案

により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を炊のように定めることを要しない無線設備又はその装置、及び同規則第三十六条の規定め空き状態の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の筐体に収 空使用する電波の周波数の空き状態の判定の方法、使用する電波の周波数の 使十四条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、識別符号の条件、十端未設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第九条(同規則第三

別符号の条件等を定める件) は、廃止する。平成五年郵政省告示第二百六十六号(端末設備等規則の規定に基づく識

め、平成六年七月二十八日から施行する。

(と)

(器)

法によるものとする。 掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方 二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き
	状態であるとの判定方法
〜< (と)	(智)
九 三・四晩以上四・八晩未満	(智)
又は七・二五晩以上一〇・二五	
呪未満の周波数の電波を使用	
する超広帯域無線システムの	
無線局の無線設備	

現 行

め、平成六年七月二十八日から施行する。

め、平成六年七月二十八日から施行する。
により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を次のように定めることを要しない無線設備又はその装置、及び同規則第三十六条の規定空き状態の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備、一の筐体に収使用する電波の周波数の空き状態の判定の方法、使用する電波の周波数の出き状態の判定の方法、使用する電波の周波数の出き状態の判定の方法、使用する電波の周波数の出来において準用する場合を含む。)の規定に基づき、識別符号の条件、端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第九条(同規則第三

別符号の条件等を定める件)は、廃止する。 平成五年郵政省告示第二百六十六号(端末設備等規則の規定に基づく識

(盤)

法によるものとする。 掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方」 二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き
	状態であるとの判定方法
〜< (と)	(智)
九 超広帯域無線システムの無	(智)
練局の無線設備	

11 (盤)

- らかする。
 - (器)
- 2 三・四晩以上四・八晩未満又は七・二五晩以上一〇・二五晩未満 の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局の無線設 備であって、その筐体は容易に開けることができない構造のもの
- හ (容)

旧 (密)

- 回 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとお 回 一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとお りとする。
 - (盤)
 - 2 超広帯域無線システムの無線局の無線設備であって、その筐体は容 易に開けることができない構造のもの
 - හ (容)

円 (路)